

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第2号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成22年12月3日 06時00分ごろ	
発生場所	和歌山県太地町太地北方沖 太地港北防波堤灯台から真方位358° 1,580m付近 (概位 北緯33° 36.3′ 東経135° 57.0′)	
事故等調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{しょうえい} 昭栄丸、1.1トン	
船舶番号、船舶所有者等	WK3-18952（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	機関及び航海機器が濡損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、太地町太地北方沖の漁場でいせえび刺し網を揚網中、平成22年12月3日06時00分ごろ左舷船尾方から波高約2mの波を受けて転覆した。 乗組員2人は、落水したのち、船底にはい上がり、近くにいた僚船に救助され、本船は、太地漁港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期 太地町に強風波浪注意報発表中	
その他の事項	本船は、左舷船首から刺し網を揚げているとき、網が根がかりしたので、機関を中立として惰力で前進中、網が張った状態で左舷船尾方から波を受け、左舷側に傾斜して転覆した。 船長は、事故発生場所付近は波が発生しやすい場所であることを知っていた。 本船の乗組員2人は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、太地町太地北方沖の漁場で刺し網を揚網中、左舷船尾方から波を受けたことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、太地町太地北方沖の漁場において、刺し網を揚網中、左舷船尾方から波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。	